

地域農業の活力再生戦略を考える - 農業ビジネススクールの構想 -

The Strategies for the Revitalization of Local Agricultural Areas - A Plan of Agricultural Business School -

中川 聰七郎・家串 哲生・岩崎 幸弘・片岡 美喜*

NAKAGAWA Soshichirou, IEKUSHI Tetuo, IWASAKI Yukihiro, KATAOKA Miki

和文要旨：今後、わが国は人口減少時代を迎えるが、地方・中小都市の縁辺部では“逆都市化”が進み、中山間地域では集落の消滅が進むことも考えなければならない。このような時代を迎えて、地方・地域の活力再生を目指すとするれば、地域農業の再生を図ることが少なくとも必須条件であり、そのためには、農業・農地に対する地域住民や都市住民の関心を惹き付けつつ、その支援を得ることが最大の課題となってくる。若者たちの就農・定住によって農地の荒廃の歯止めを掛け、地域の持続性を確保できるという新たな状況が生まれる。都会出身の大学生の中にも条件さえ整えば就農したいと考える者が増えている。こうした若者たちに農業に関わる技術・経営、マーケティングの方法などをきちんと教えることができる体験研修の場として“農業ビジネススクール”を設置する構想を提案する。

【キーワード】 逆都市化、農地の荒廃、若者の就農・定住、農業公共圏

Abstract : As population decreases, de-urbanization can occur in the margins of small cities, and the extinction of rural communities in mountain areas can take place. Given the present situation, agricultural revitalization is a critical issue for local governments. For revitalization to proceed, the conditions necessary to attract interest among young farm applicants from cities and local areas are an important precondition. The ruination of farmland can be stopped and sustainability in rural areas secured when young farmers are brought in. Students from urban areas will consider farming if certain conditions are met. Such students are on the increase. We propose that “The Agricultural Business School” be established to teach agricultural techniques, management, and marketing.

【Keywords】 de-urbanization, ruination of farmland, introduction and settlement of young farming applicant, agricultural public sphere

1. 問題提起

地域農業は、多くの地域で、明らかに瀕死の重症に陥っている。今、その原因を詮索し追求している暇はないほど切迫した状況にある。農業生産は急速に縮小し、耕作放棄地が急増している。農業の縮小を食い止め、耕作

放棄地の増加を抑えることが農村を抱える地方自治体における“社会形成”上の目下の主題であると考えられる。この場合、農業が縮小し農地が消滅すると、元に戻すことは容易ではない。というより、元に戻すことは困難であると捉えることが必要であろう。

* 中川聰七郎(鳥取環境大学・研究代表)、家串哲生(酪農学園大学)、岩崎幸弘(聖カタリナ大学)、片岡美喜(愛媛大学)

なお、ここで社会形成とは、住民の活力、景観形成、資源利用など地域社会を構成する諸要素の健全な集成を目指す政策目標として概念している。

1-1 地域農業の衰退とその再生のための課題

農村では、荒れ果てた田園風景、心の通わない人間関係、活気のない地域社会を如何にして再生するかが地方自治体における政策上の差し迫った課題となった。

かつて、農村では、農地は地域住民を相互に結びつける重要な資源であり、農地を活用して展開される農業の営みが地域社会の連携・連帯の基軸であった。この農地・農業に対する人々の情熱や関心は、農家の人たちがかりではなく、農村住民にもなくなってしまった。ましてや、農村住民や周辺の都市住民までもが全くそれへの関心を持たなくなった。大都市住民も同じである。地域農業の活力喪失とその活動舞台となる農地の縮小が、近年における農村活力の低下の根源にあると見ていいだろう。したがって、農村の活力再生を目指すとするれば、地域農業の再生を図ることが少なくとも最低限の必須条件であり、そのためには、後述するように、農業・農地に対する地域住民・都市住民の関心を惹き付け、その支援を得ることが最大の課題になっているといえよう。

農地・農業に対する関心の低下は、大都市に立地する農業以外の産業が農村の若い労働力を吸引したことが重要な契機となった。1960年代、経済の高度成長期に、都市・消費者から農地・農業に対する関心の低下が始まったといえる。

農村から都市に流出した人々が都市・消費者として新たに登場した。こうした人々が都市に定着し、都市のリズムで生活し始めると、農村での生活リズムとの違いのもとで、ふる里は過去のものという意識が強まった。市場原理を追求する社会潮流の中で、資源濫用・使い捨て型の消費社会に慣れ親しむと、資源循環型の生活様式や農地保有という市場原理の容易に貫徹しがたい側面を抱える農業や農村への関心は低下した。いまでは、都市・消費者のみならず、農村住民や農業者の中にも、都市・消費者の生活様式が広がり、地域農業や自らの農村への関心は低下している。こうした中で、農村で若者や子供たちを見かけることはごく稀となった。人口流出の結果である。

近年における農村の活力低下の根源には若者不足がある。とくに農業生産の分野での若者不足は深刻である。したがって、地方自治体において農業と農村の活力再生を図るといふ政策課題を設定する場合には、若者の就農

を促し定住に導く条件を整備することが最重要の課題であると捉えた取組が必要であろう。

1-2 21世紀社会の展望と地域農業の新たな役割

21世紀に入ったいま、農業・農村についての上述のような環境条件がなお引き続いていくかどうかの問題となる。

まず、人口動向について考えてみよう。「わが国の人口は、今後急速に減少する」と政府や多くの論者が指摘している¹⁾。わが国の人口が減少するとどうなるだろうか。今までと同様に、都市が農村人口を吸収する引力がなお強いとしても、吸引できる人口はもはや農村には残されていない。とすれば、マクロで減少傾向をたどる増加人口の地域間での取り合い、すなわち、地域間で増加人口と居住人口の争奪戦がこれまで以上に激しくなると考えなければならない。仮に、これまでと同様に東京圏の人口吸引力がなお強いとしても、マクロでの増加人口が減少するため、東京圏が流入人口を従前通りの規模で確保することは困難となる。一方、地方分権化の動きは一層強まる。

したがって、今後、地方分権化の動きが一層強まると予想される中で、大都市の吸引力にあまり変化はないとしても、東京圏や関西圏、中京圏における人口の高齢化の進行は避けられない²⁾。つまり、これまで農村の特徴であった人口の高齢化が、今後、大都市においても確実に進行する。

そして、地方の中小都市の多くは、人口の高齢化がさらに進むとともに、人口減少によりその縁辺部から“逆都市化”が急速に進む。日本列島では、かつて近代では経験したことがない都市の逆都市化、言葉を換えていえば都市の“農村化”が進むと考えなければならない(大西隆は「逆都市化の東京圏」(岩波講座「都市の再生を考える第1巻」pp201参照)において、「逆都市化は、都市の物的な形態を変え、自然環境と融和した「還流する田園」と形容すべき都市形態を生み出す」と表現している。)。そして、農村部では、中山間地域を中心に、高齢化が極限に達した地域で集落の消滅が進むと考えられる³⁾。このような時代を迎えて、地方都市・農村側は、具体的に如何なる施策を講じるべきであろうか。

結論的にいえば、地方都市・農村側は、こうした事態に対処し、地域住民に対し地域への居留意識を喚起するための対策を講じつつ、地域資源の大宗を占める農地・森林の再生による地域活性化のための施策を強力に展開することが必要であると考えられる。先に述べたように、

農村の活力再生を目指すとするれば、地域農業の再生が一つの重要なテーマである。地域農業の再生のためには、農業・農地に対する地域住民・都市住民の関心を惹き付け、その物心両面での支援を得ることが最大の課題となろう。そして、その支援の下で、若い就農希望者を就農・定住に導くための条件整備の施策を強力に取り進める必要があると考えられる。

1 - 3 若者の就農・定住の推進

若者たちの就農・定住によって、農村に昔と同じような賑わいを取り戻せると期待することは難しいが、農地の荒廃に歯止めを掛けることができ、また、それを地域・都市消費者の連携、支援のもとで実現できるという地域社会の持続性を獲得しうる新たな状況が生まれるというメリットがある。

若い就農希望者の参入は農家子弟が中心であるという時代は去った。農業高校や大学農学部出身者であるという時代でもない。就農を希望する者は、農家子弟、農村出身者ばかりでなく、都会出身の非農家子弟のなかに数多く生まれてきている。農学部のない大学の学生の中にも、条件さえ整えば就農したいと考える者が増えているように思われる。

こうした、これまで農業とは無縁であると考えられてきた若者たちを農業の現場の中に如何にして引き入れるかが具体的な課題となる。しかし、こうした若者たちは、現実には就農できない場合が多い。なぜだろうか。

わが国における若者たちの就農を阻む実際の条件について考えてみると、制度的には農地法や農業委員会制、実地的には農村特有の地域主義意識、それに、農政の補助金の「家族農業」中心主義などがその根底にあるとみることができる。

さて、そのような条件を如何にして克服し、若者たちを農業の現場に引き入れ、地域農業の再活性化の契機とすることができるかが、当面の課題となる。

2 . 農地法と農業の担い手に関する若干の理論的検討

現在の農地問題の核心は農地利用の後退、すなわち、耕作放棄地（耕作されない農地）が増加し、今後も増加が見込まれることにありと捉えことができよう。

マスコミなどの論調では、農地利用の後退を食料自給率の低下と関連付けて語られ、短絡して、農地法の改正により株式会社を導入すべきとの主張が強まっている。しかし、これに対し、国の農政当局は、食料自給率の向上を政策目標に掲げるといったパターンを継続し、また、

農業の担い手育成のための構造改革への取組を強調しているが、農地法を抜本的に改正し株式会社を一般的に導入することに関しては引き続き消極的な姿勢を変えていないように思われる。

2 - 1 農地利用の後退はなぜ起こるか

農地利用の後退は、一般に、「耕作放棄」とか「農地の遊休化」という言葉で表現されている。農地利用の後退は、農地利用がいわゆる採算性などの事情で成り立たなくなり、耕作者が“耕作行為を止める”と発生する。

逆に、耕作行為が継続されるためには、耕作者において、耕作行為がそれなりに“ペイする”と認識することができる状態になればよいということになる。この場合、“ペイする”とは、耕作者が自らの生活上の収支感覚（労働による心身の安定感、土との触合いによる満足感、収穫物の家計貢献、金銭収支のバランスなど）のうえで“成り立つ”と意識する状態であると仮定すると、単なるカネの収支だけではなく、自分の生活上の収支感覚に照らして、それなりに“ペイする”と意識できる状況があれば、農地利用は維持されることになる。つまり、現代における農地利用の後退、すなわち、耕作放棄地の発生の基本的な要因は、耕作者がいわば生活上の収支感覚で“ペイしない”と判断し、行動した時点で発生すると考えられる。

農地利用の後退が生じる背景には、このような経済的要素を含む生活実感上の収支問題の他に、農地の相続を巡る問題がある。現代の「農家」では、家族員の間で、将来、誰が耕作を継続し、誰が農地を継いでいくのかということが容易に決められなくなっている。

これは、家族員数が縮小し、家族関係が変容してきたことと関係する。農家の子弟たちは生活行為上で“耕作”を選択しない場合が増えた。そして、子弟たちの多くは、成人後は、他の就業機会が農村には少ないという事情もあって、生まれ育ち家族とともに生活した土地（地域）に居住することをしなくなった。その背景には、職業選択の自由が定着したという事情もあるが、そもそも子供数が少ないし、家族・親戚ネットワークが小さくなったこともあると考えられる。それに、慣行的農法では儲けがなくなった（投下労働量に見合う収入が得られないこと。）ことも当然ある。都市でも同じことが生じている。

したがって、現在の耕作者の多くは、耕作が自らの生活収支のうえで“成り立たない”と意識（多くの場合、加齢に伴う体力低下）した段階で、如何にして第三者に農地の所有権を譲渡し、あるいは耕作権を委任していく

かという課題に直面することになる。その選択肢のなかには耕作放棄も含まれる。

この問題に対しては、各農家の状況を常に把握し、第三者を見出し、農地所有権を譲渡し、あるいは耕作権を委任していくという農家側の判断に適切に寄与する機能を持つアドバイザーが必要となる。農業委員会には、本来、こうしたアドバイザー権能が付与されているが、現在はほとんど無力であると言わざるを得ない。個々の農家の農業生産からの撤退、耕作行為の孤立化、家族員の縮小・家族関係の変容等に伴う農村社会の変化（農家数の減少、農地等資源の縮小などに伴う集落機能の希薄化）により、農業委員会の機能は著しく弱体化している。

以上のような農村社会における状況変化の中で、農地利用の後退が進み始めたのである。このことは、すなわち、農地法の根幹である“自作農主義”（1985年の農地利用増進法の制定以降は“耕作者主義”といわれている⁴⁾。）及びそれに依拠する農地の“農民的管理”（農業委員会）というフレームでは、農地利用の後退（耕作放棄地の発生）が止められなくなったと考えられるのである。

2 - 2 新たな農地の利用・管理システムの必要性

今後、農地利用の後退を阻止し、地域農業の再生を図るという政策課題に応えるためには、これまでの“家族農業”という原点から離陸した視点での、新たな農地の利用・管理システムの形成が必要である。しかし、新たな農地の利用・管理システムの形成に際しては、当然ながら、現在の農地法秩序との連続性を考慮した措置を講じることが必要である（そうでなければ法秩序が維持できない。）

“家族農業”という原点から離陸した視点での新たな農地の利用・管理システムは、新しい参加者に耕作を委ねていくことが容易なシステムとして確立される必要がある。新たに確立されるシステムについては、現行法との連続性を考慮すれば、農地保有合理化法人の機能強化、あるいは、かつて1965、1966年に農林省（当時）が二度にわたり国会に提案し、廃案となった農地管理事業団（仮称）のような広域的利用調整機能を持つ公的機関による中間的な農地管理を軸とし、農地利用権についての制約は行わないで、農地利用に関する権利の斡旋、営農支援、農地管理などを公的サイドで行うというシステムを形成することが必要となろう。

【注記】

新たな農地の利用・管理システムについては、食料自給率の向上を政策目標とする農政（マクロ政策）が国民の真

のコンセンサスが得られるのであるならば、次のような措置を講じることも検討に値しよう。すなわち、農業に関し、食料自給率の向上という政策目標を軸に強力な国境管理を行うことを前提として、国は、「農地収用法」（仮称）による農地の買収・売り渡しの権限を保持し、農地保有合理化法人あるいは農地管理事業団（前出）に対して、それを委任するというシステムを作る必要があると考えられる。なお、農地法にも趣旨は違うが同様の規定があるが、現在の政策目標との乖離があるため、農林水産省はその活用をしていない。

このような新たな農地管理のシステムが約束されるのであれば、初めて、政策的に誘導すべき担い手のあり方についても議論可能であり、例えば、現在の農地法第三条（農地の権利移動許可の基準）の規定の有効性に関しても実質的な議論が可能となろう。しかし、このような議論は、今のところなされていない。

2 - 3 地域農業の担い手育成との関連

農水省は「担い手の育成論」を提案し、経済界は「株式会社の導入」を主張しているが、いまさら担い手の育成論を唱えてみても、今まで、ことごとく失敗してきた経験が示すように、農水省の構造改革路線、すなわち、規模拡大 生産性向上路線によって食料・農業・農村問題の展望が開けるものではない。

食料自給率の向上が現在の農政の第一の軸であるが、それがこれまで実現されたという事実はない。同様に、農業の担い手育成が農政の第二の軸に据えられているが、地域で農業の担い手が増加したという兆しは見えていない。国が、上述のような政策フレーム（2 - 2参照）を提起せずして、担い手育成論を提起することは、“不能な課題提起をしている”といえるのではないだろうか。

また、仮に、現行の農地法において本格的に株式会社を導入することが立法上可能であると判断されたとしても、株式会社の導入で地域農業が活性化できるかといえ、やはり、農村や農地の荒廃や乱開発を助長することが心配されるし、現場での農地利用問題はかえって混乱し、農地利用の後退の問題はいささかも解決に至らず、むしろ、優良農地が食い荒らされ、条件不利な農地の利用は相変わらず進まない...といった状況が生じ、農村社会が、利害関係の対立により分断される可能性があることが多くの専門家から指摘されている。

農村部では家族・家族ネットワークが縮小し、農地法秩序が維持できなくなり、地域農業の活力低下や食料供

給力の低下（マクロ段階での食料自給率の低下）という事態に直面している中で、一方、『21世紀日本のビジョン』（前出）にあるように、今後の日本は「地域でできることは地域で」ということで地方分権が進められることはまず間違いない。

そうであるとすれば、地方・地域では都市・消費者を含む地域住民が、自らが地域づくりの主人公であるとの意識を相互に醸成し、相互の連携の下で日常生活を巡る諸条件の整備を進めること、とくに地域内の食料供給を担当する地域農業の再生を、都市・消費者も参加した地域住民自らの手で進めるといった状況を創り出すことが重要な課題となろう。

これまでの農業については、あるいは、現在の農業論の多くも、農業は「農家」が営むもの、ないし農業関係者の専門領域である、という論理が暗々裏に容認された“農業観”で描かれてきた。少なくとも現在の農政はそのような農業観を十分脱却できていない。農業は努力すれば報われるもの、消費者に支えられて創り出すものといった発想の転換による新たな取組が必要となっている。

21世紀に入った今もなお、農政は明らかに過去の歴史に引きずられながら、その政策軸を、自作農主義（ないし耕作者主義）に置き続けているといえる。農政の政策軸がいわばこのように混迷する中で、都市・消費者の間には「農業は誰のものか...」⁵⁾という議論すら始まっている。農業を農協や農政関係者から取り上げることなしに農業改革はできないという意識の高まりであろう。

こうした背景の中で、結論的に言えば、都市・消費者を含む地域住民が相互連携の下で日常生活を巡る諸条件の整備を進めること、なかんずく、食料供給を担当する地域農業の新たな再生を地域住民自らの手で進めるといった姿勢で対応していく考え方、つまり、「農業公共圏形成」⁶⁾という発想で捉え直していくことが必要になってきているのではないだろうか。地域住民のニーズに支えられた地域農業を創出する地域公共圏の形成という視点である。このような圏域形成活動を通じて、はじめて、新たな農地利用・管理システムの構築が可能となろうし、若い就農希望者の送り出しと就農を実現できると考えるのである。

そもそも、法制は、その国の人々の固有の歴史と文化の所産であり、また、形骸である。土地制度はその面が最も強いものと思われる。農地制度はその典型といえる。この側面を無視することはできない。しかし、この側面を超克することこそが最大の課題でもある。

この課題に大胆に対処しつつ構築される新たな農地の

利用・管理システムでは、“農地”は公共物であるという観念の下で、農村住民と都市・消費者との連携によってそのシステムが運営されるものであるべき...、と考えるのである。

3. 就農希望の若者たちの農業参入とその条件

若者の参入に関して、制度・政策に関する検討が進んできている。しかし、実際の参入者はまだまだ少ない。筆者の観察では、農業に参入したい若者たちは増えてきている。大学生たちの意識の中に潜在的にその指向は強い。しかし、農業参入は実際には難しい。

以下では、若者たちの就農希望の状況（3-1）や希望する農業参入条件に関して筆者が観察した状況（3-2）を紹介するとともに、就農支援体による若者たちへの就農支援の全国的な展開状況の集計結果（3-3（1））および筆者らが行った三つの現地調査の結果（3-3（2））について、やや長くなるが紹介することとする。

3-1 若者たちの就農希望の状況

筆者の勤務する大学の学生たちから聞き取った状況について、少し紹介したい。

（1）若者たちの出身地が農村の場合

若者たちの出身地が農村の場合について考えてみよう。高齢化した祖父母たちが農業からの引退を目前にして、孫たちに語りかける。「お前は、わが家の屋敷、農地、山林をどうするのか？」と。

その場合に、祖父母に語りかけられた（子供2人時代の）若者たちは、全く困ってしまう。両親たちは、息子たちは近くに住めばそれに超したことはないと考えているだけである。ふるさとに就職できるような企業などはない。しかし、実家の田畑・屋敷は伝来のもので維持していくことが必要なのだろう。そうであれば、それらをどのようにして引き継いでいくのか。自分は農業をやるのだろうか。しかし、技術を持っていないし、農業ではメシが食べそうにもない。高校での教育や社会の評価では農業は3Kのイメージであった。また、大学に進学しなかったクラスメートたち（その多くは自家農業の手伝い、農協、ガソリンスタンド勤務など）との農作業上の技術（スキル）ギャップがあり、実家に帰っても実際、彼らと連携が取れないのではないかと考えてしまうのである。

（2）都会出身の若者たちの場合

都会出身の若者たちの場合はどうだろうか。もとより、都会暮らしに飽きたりないので地方にある大学に進学し

たものが多い。将来の希望としては、できれば田園の中で農業や農作業という仕事に近い職業に就きながら暮らしたい。あるいは、心身ともに危険が多い都会暮らしを避け、健康に優しい空気・水のある農村で暮らしたいと考えている。こうした若者たちが決して多くいるとはいえないが、少ないともいえない。ちなみに、昨年度、学生が行ったアンケート調査（鳥取大学、鳥取環境大学の学生100人、うち回答50人）によると、「将来、農業をしてみたと思いませんか」との問いに対し、「近い将来、機会があればしてみたい」と回答した者が36%もあった。三分一の学生が、その強弱は別として、農業をも視野に入れての人生の選択作業を進めているのである。

このため、そうした若者たちの中には、実際、通常のいわゆる就職活動はせず、かすかな情報を頼りに、農家や農業法人に赴き、お手伝い（アルバイト、研修など）を始めるものがある。インターンシップとして行くときもある。

（3）就農研修に赴く若者たち

現実には厳しい。若者たちの中には、数週間～数ヶ月で就農のために赴いた研修先の農家などを退出し、次のところに移っていく。そして、よりフィットした研修先を求めての放浪が始まってしまう。研修の地に定着、定住、就農するまでにいたらない場合が多いのである。こうした若者たちは、切実に農業参入を願い、参入の機会を伺いながら、実際には実現できなくて困っている場合が多い。研修生の受け入れ農家や法人も、研修生に体験研修をさせるといっても、アルバイト代わりに使いまくる、賃金なしに使用する...といったことになりがちなこと否定できないようである。何か条件が足りないのである。

以上にみたように、農村出身者と都市出身者で事情は異なるものの、学生を含む若者たちは、“農業”という仕事を前にして、大きな人生選択の試練にぶつかっているといえよう。ここで確かなことは、農業や林業への就業に関して、若者たちの相談相手や相談窓口が概して少ないこと、リクルート関係情報も極端に不足していることなどである。大学の就職ガイド担当者も、多くの場合、農業や林業に関するアドバイスの知識や情報を持ち合わせていない。農業は“危険”で“リスク”といった点を強調しがちであり、学生たちの相談相手には必ずしもなっていない。

3-2 若者たちが求める農業参入条件

就農希望の若者たちが求める農業参入条件について検

討したい。

（1）学生が行ったアンケート調査結果

先に紹介した学生のアンケート調査では、「若い人が農業に就くためには何が必要だと思いますか」という質問に対して、「天災や不作時の減収保険制度」30%、「身近で農業を指導してくれる人」21%、「農作業機具のレンタル」18%、「各市町村が農地を貸し出す」18%などとなっている。要するに、農業経営が自然条件に影響を受けやすいリスクの大きい仕事であること、就農を決断する場合に、農地、機械などをどのようにして調達するか、農業技術を指導してくれる人がいるか、といったことが心配な点であることが分かる。

（2）就農希望学生のレポートから

手元に、ある1人の学生のレポートがある。その中に、就農希望の学生が就農について、何を問題にしているかが書かれている。

「最近、農業に興味を持った若者が増えています。多くの人はそれを仕事として選ぼうとしません、その理由は“土地を持っていない、お金がない、どうやって始めたらいいのかわからない、農業に将来性があるのか心配...”など色々です。また、就農のプロセスに関して、「農業とは1人でするには難しい仕事で、ご近所の人達との協力があって始めて効率よく動ける仕事です。だから、良い農業を学ぶには、実際に地域で農業をしている人達から学ぶ、それも講義とかじゃなくて実践しながら学んでいくのがベストだと思います。」とし、したがって、「就農支援のための施設では、若者が地域へ入って行って、そこで実践的な農業研修をし、最終的には地域に就農、定住していけるようなシステムを持ち、それを実行していける組織であってほしい」。そして、「そうやって若者をドンドン地域に参入、就農・定住させることで、地域を再び盛り上げ、地域の人達も、若者たちに農業を伝えていくことで新たな生きがいを感じ、元気になっていくという姿」になるというイメージを描いている。

この学生のレポートからは、先のアンケート調査結果と同じく、就農に際し、農業経営が自然条件に影響を受けやすい仕事であること、就農する場合に、農地、機械などの調達をどうするか、農業技術を指導してくれる人がいるかといった点が心配であることが分かる。そして、この学生は、農業は地域との協力なしにはできない仕事なので、地域での体験実習によって技術を学びつつ、やがて、地域に就農・定住できるようなシステムが欲しい、としている。

(3) 就農研修中の大学卒業生の報告から

大学の卒業生たちで、現在も就農に向け、ある農業経営体（農業法人・愛媛県下で穀物生産が主の大規模経営を営む。）の下で研修中の者が数人いるが、その者たちに聞いてみた結果を紹介したい。なお、彼らの中には、アメリカ西部で2年間体験実習してきた者、アメリカの大学の修士課程で水性動物生態を研究してきた者が含まれている。彼らは近く就農研修を終了し、農業で立ち立することになるが、彼らが、自らの不安を含めて、新規就農研修を開始する若者たちの不安を次のように整理している。すなわち、

- 1) 農業機械を購入する資金がない
- 2) 生産・収穫できても、販路の探し方が分からない（販路紹介など）
- 3) 農地の入手のための契約をどうするか（定住できるような契約なのか、更新制か...）
- 4) 月収、年収の見通しが立たない
- 5) 医療保険（自分自身、雇用する場合）、自動車保険、災害保険、年金などの仕組みなどが分からない

よって、就農希望の若者たちの就農に当たって、次のような条件が作られていけばいいのではないかとし、次のような項目を挙げている。

「就農支援校」を設ける。

各地の姉妹校がネット・ワークできるようにする
就農者のため、各地域に「農業経営相談室」を設置する

立ち立ちまでの数年間、月々数万円の援助金がある

使用可能な農地について、面積と使用期限が明示される

就農支援校で農作業の「出前」を行い、地域に馴染むようにする

就農支援校で楽しみ（祭り、わら細工、衣服、絵画、音楽など）の教育・交流を展開

就農支援校に料理人を招請し、店もだす

就農支援校の活動に関し、データ公開を行い、科学的分析の対象とする

この就農希望者たちの指摘の特徴は、自らの経験に照らして、「就農支援校」の必要性を強調している点にある。また、この就農支援校に関しては、就農者に対する一種の「共同体的機能」の発揮を期待しており、技術・経営面では「経営相談室」の必要性を指摘しているが、これは「JA（営農指導）ないし行政（普及指導・試験研究等）

への注文であろう。また、同時に、自らを、就農支援校での教育者を演じることで自らの経験を伝承できるし、そのような伝承が必要である、と感じているものとも思われる。なお、農業をすることの楽しみや文化との関連について指摘している点にも注目する必要がある。

3-3 就農支援体における就農支援の現状 - 統計・実態調査等から -

新規就農者支援については、国も都道府県もかなり充実した対策を準備している。また、就農希望者を研修・指導する就農支援体についても、現在、様々なかたちで生まれ、多数が展開している。若者たちの就農希望の増加や定年退職者の就農希望の要請に対応する動きである。

就農支援や就農支援組織の現状に関しては統計的には必ずしも網羅したものは見あたらないが、ウェブサイトの情報でみると、平成17年度における就農研修受け入れ体は、(社)全国農村青少年教育振興会調べでは109が報告されている。同年におけるインターンシップ受け入れ農業法人は、(社)日本農業法人協会調べでは193法人、就農準備校は、(社)全国農村青少年教育振興会調べでは33校に及んでいる。

以下では、上記のウェブサイトの情報および現地調査をもとに、現在、各地で展開されている就農支援体制の実情について、その概要をごく簡単にご紹介したい。

(1) 統計情報・ウェブサイト情報から

1) 新規就農者数の動向

農林水産省「構造統計調査」で新規就農者数の動向をみてみよう。表1は、1990年以降の新規就農者の推移を示している。その特徴として次の三点が挙げられる。

第1の特徴は、昨今、いたる所で農業従事者の高齢化や後継者不足が取り上げられているものの、新規就農者は1990年以降増加傾向にある。ただ、ここで注意すべきは、後述するが新規就農者の特性は、農業で生計を立てたくて就農を志す者と、田舎暮らし志向の延長で就農を志す者に分かれる点である。

第2の特徴は、39歳以下の青年層において、離職就農者が増加している。ここでいう離職就農者とは、一般に他産業への勤務が主から農業への従事が主になった者を指している。農林水産省が1999年に行った「農林水産省新規就業者等調査就業実態調査 農業への新規就業者（新規卒卒就業者・離職転入者）について」の調査結果を見ると、就農前の学校・勤務状態は、農家子弟では

表1 新規就農者の推移(千人)

	1990年度	1995年度	2000年度	2001年度	2002年度	2003年度
青年層(39歳以下)	4.3	7.6	11.6	11.7	11.9	11.9
うち 新規学卒者	1.8	1.8	2.1	2.1	2.2	2.2
離職就農者	2.5	5.8	9.5	9.6	9.7	9.7
壮年層(40～64歳離職就農者)	10.7	30.1	40.4	44.3	45.6	46.5
高年層(65歳以上離職就農者)	0.7	10.3	25.1	23.5	22.3	21.8
総計	15.7	48.0	77.1	79.5	79.8	80.2

資料：農林水産省「農業構造動態調査」、「農業センサス」より。

注：本データは、「販売農家のみ」の調査値である。

半数近くが農業に関する学校又は研修を受けていたのに対し、非農家子弟では半数近くが農業関連産業以外に従事していたことがわかる。この点から、昨今の青年層離職就農者の動向は、非農家子弟が増加していることが伺える。加えて、後述する事例調査において、農業法人研修生の全てがイターン者であったことは興味深い。

これは推測の域を出ないが、非農家子弟で農業に従事したい者はかなりいると思われる。しかしながら、学生時代に農業について身近に情報収集や体験できる機会もないままに、農業関連産業以外の職に就職したのではなかろうか。それが、この青年層の離職就農者の数字に表れているような気がする。現在、離職就農者を対象とした就農支援組織(後述する就農準備校)は全国に多く立ち上がっているものの、大学生を含む若者を対象とした就農支援組織はまだない。もちろん、若者向けの就農支援組織として農業大学校などがあるものの、実態調査してみると就農支援的な位置づけが薄いように思われる。その意味で、後述する就農支援のための「農業ビジネススクール構想」への期待は大きいといえよう。

第3の特徴は、年齢別で見たときに、圧倒的に40歳

以上64歳以下の壮年層の離職就農者、次いで65歳以上の高年層が増加しているということである。これは、定年帰農志向や農村回帰志向、離職就農志向が、とりわけこの年代に強いことが考えられる。

2) 就農動機の状態

表2は、農林水産省が1999年に行った「農林水産業新規就業者等調査就業実態調査 農業への新規就業者(新規学卒就業者・離職転入者)について」の就農動機に関する調査結果を示している。

総合的に言えば、就農の動機は、「自分で創意工夫できる農業が好きだから」、「農地の継承など家の事情から」、「農業の仕事をしたかったから」、「時間が自由にとれるから」が挙げられている。一方で、「収益性が高く将来性があるから」や「将来独立して農業をはじめたかったから」は39歳以下の青年層、また「田舎暮らしをしたいから」は40歳以上の中高年層に多い傾向にある。

すなわち、前述1)の第1の特徴でも挙げたように、年齢別で就農動機や就農後の方向性は異なるようだ。とりわけ、青年層においては農業で生計を立てる心構えが

表2 就農の動機(複数解答)

単位：%

	収益性が高く将来性があるから	自分で創意工夫できる農業が好きだから	有機農業や無農薬農業などをやりたかったから	農地の継承など家の事情から	将来独立して農業をはじめたかったから	農業の仕事をしたかったから	時間が自由にとれるから	田舎暮らしをしたいから
19歳以下	16.2	28.0	5.8	48.4	7.7	33.4	32.9	8.5
20～29歳	20.9	42.0	6.8	48.0	9.6	33.8	35.3	7.3
30～39歳	15.1	39.4	13.9	35.1	10.5	31.7	24.1	12.4
40～49歳	12.2	46.4	20.5	23.5	9.5	35.3	24.4	23.1
50～59歳	7.9	32.0	16.3	14.8	5.4	42.9	15.8	24.1
60歳以上	-	31.5	21.5	36.2	5.4	30.8	26.9	20.8

資料：農林水産省「農林水産業新規就業者等調査就業実態調査—農業への新規就業者(新規学卒就業者・離職転入者)について—(1999年10月)より。

注：この調査は、1996年6月から1999年5月の3年間に学校を卒業又は卒業後直ちに研修を受け、新たに就農した者及び他産業に主に従事していた者(農家等の子弟で自宅から他産業に勤務していた者を除く。)で、新たに農業に主として従事するようになった者を対象(調査対象11,097人、有効回答数5,185人)に実施された。本表は、その結果を引用したものである。

強く、中高年層においては、定年帰農志向や農村回帰志向の中で農業を捉えている点が伺える。

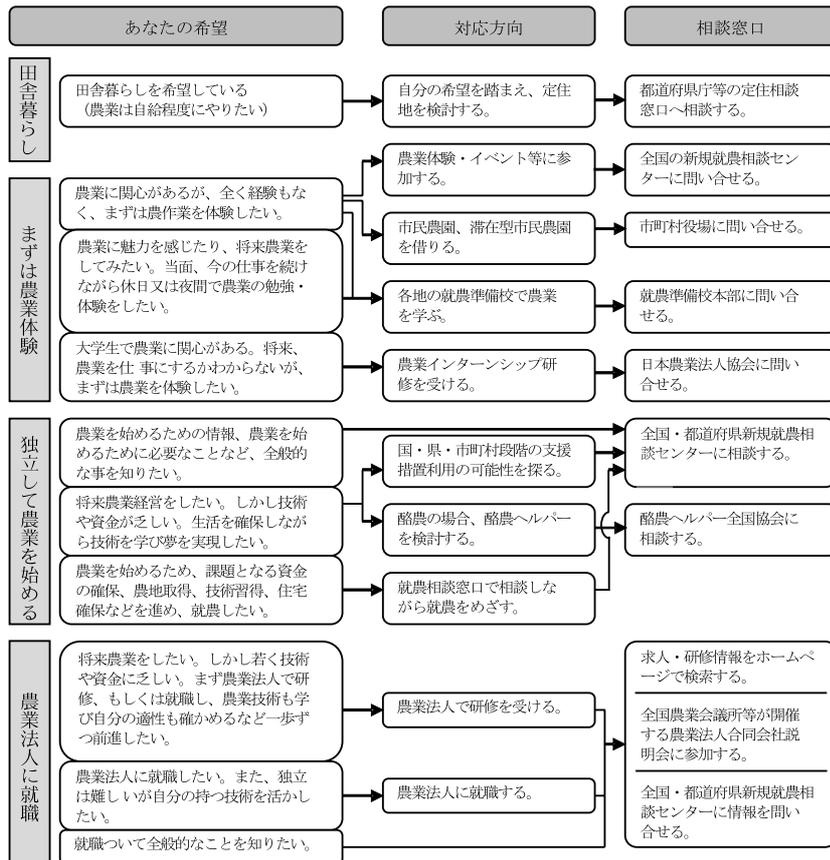


図1 就農イメージと対応方向

資料：全国新規就農相談センターのホームページ情報「就農イメージと対応方向」より。

3) 就農イメージと対応方向

図1は、全国新規就農相談センターがホームページ上で公開している「就農イメージと対応方向」である。

前述したことも重なるが、一般に、就農の動機は、田舎暮らしの延長で自給自足的な農業をしたい者、農業に関心があって将来農業に従事したい者、将来独立して農業に従事したい者、農業法人に就職したい者など様々である。

そうした様々な要望に応える就農相談窓口は、全国に多くある。都道府県庁や市町村等の定住窓口、全国・都道府県の新規就農相談センター（新規就農相談センターは各都道府県の青年農業者等育成センター・農業会議で構成されており、その統括組織が全国新規就農相談センターである。全国各都道府県に1ヶ所設置）就農準備校、全国・都道府県の農業法人協会などがある。大学生の場合、農業法人協会が行っている農業インターンシップを

利用した農業体験研修の後、全国新規就農相談センターが主催するニューファーマーズフェアをとおして、農業

法人の研修に入る者が多い。後述の事例調査においては、研修生の大半はニューファーマーズフェアを利用して、農業法人の研修生になっている。一般社会人の場合は、日常、他産業に従事する傍ら、土日や平日夜間を利用して、学校法人や地方自治体が主催する就農準備校で農業研修や実習（農家実習あり）をし、就農する者、また一部では研修後に農業法人などで研修を受けている。ただし、農業法人の場合は、後述するが受入年齢制限を行っているところが多く、その大半が青年層に焦点が置かれている。

さて、全国にこうした就農支援組織がどれだけあるかといった統計資料はないものの、ホームページ上で就農準備校などの情報提供を行っている（社）全国農村青少年教育振興会や農業インターンシップの情報提供を行っている（社）日本農業法人協会の情報を見ると、大凡把握できるだろう。以下では、それぞれについてふれることにしたい。

a. 全国の就農研修受入先の特徴

就農研修受入について総合的な角度から見ると、（社）全国農村青少年教育振興会のホームページ上では、「2005年度版就農研修受入先情報」の中で109件が紹介されている。その特徴を箇条書きで幾つか整理する。

受入主体

- ・ 県（農業大学校など：9件）
- ・ 市町村（44件）
- ・ 農協（15件）
- ・ 農業法人（22件）
- ・ 農業公社（9件） など。

受入条件

- ・ 受入主体が市町村の場合、当該地域での就農が条件となっている。また、年齢制限を設けているところも多く、40歳未満の青年層を求めるところが多い。一部では、Uターン者限定で求めるところもあるが、

基本的にはU・Iターン者を視野に入れているところが大半である。これらの条件は、市町村の実態、すなわち過疎化・高齢化、基幹産業である農業の衰退などに多く関係しているものと思われる。また、受入主体が農業公社の場合も、ほぼ市町村と同様の傾向である。

- ・受入主体が農協の場合、青年層を求めるところもあるが、前述したように中高年層の離職就農志向が高まる中で、年齢制限を中年層まで上げるところや制限無しにしているところも多く見られる。
- ・受入主体が農業法人の場合、40歳未満の青年層を求めるところが多い。また、市町村や農業公社のように、当該地域での就農を条件にしているところは少ない。

すなわち、市町村は定住志向による就農支援に、農協は多様な年齢層の就農ニーズに応えるための支援に、農業法人は次代の農業を担う若者の育成に、それぞれ力点を置いているように思われる。また、就農研修地での就農定住に関しては、受入主体にもよるが、基本的には就農研修支援制度によるところが大きい。すなわち、就農研修支援制度を利用して奨励金などを受けた場合、当該地域での就農定住が条件になっている。なお、就農研修支援制度については、で整理する。

研修部門

- ・研修部門は、受入主体に関係なく、その大半が水稻を取り入れている。
- ・それに、地域の基幹作物を加えているところが多い。例えば、野菜、果樹、花卉、畜産などである。

研修費用等

- ・研修費用は、その大半が無料であり、受入主体が負担している。
- ・研修期間中の研修生の生活費等は、都道府県の事業で行っている新規就農支援制度の就農研修資金（月額15万円の融資）を利用するところが多い。また、農業法人や市町村の一部では、単独事業で就農奨励金を出すところもある。ただし、これらは財源の問題から、定員制限が設けられており、その大半が10人以下となっている。しかし、一部では20人や30人といった感じで、多くの就農希望者を受け入れるところもあるが、そこでは特に、就農研修支援制度が採用されていなかったり、研修生が研修費用を負担している。
- ・研修期間中の住居については、農業法人の場合は借

家を用意しているところが多い。また、市町村・農協・公社については、特に研修生用の借家は用意していないものの、事前に空き家等の情報を収集し、住宅の斡旋をしているところが多い。

b. 就農準備校の特徴

（社）全国農村青少年教育振興会がホームページ上で紹介している就農準備校は33件ある。就農準備校とは、前述したように昨今の離職就農者が増加する中にあって、それらを対象に、1996年に開講された。

その特徴を箇条書きで幾つか整理しておきたい。

受入主体は、教室を開設している学校法人等が全国に10校、また地方自治体等（主に、都道府県の農業大学校）が主催する就農準備校が全国に23校ある。受入条件は、学校法人が運営する就農準備校では、農業に興味がある者で将来就農を希望する者であれば誰でも入校できる（ただし、定員あり）。また、地方自治体が運営する就農準備校では、それに加えて当該地域での就農を希望する者が条件となっている場合が多い。

受入条件が比較的幅広く設定されているため、農業経営の有無やレベルに合わせた多様なコースが用意されている。受入主体によっても異なるが、土日の1泊2日で農業実習を体験する「体験コース」、農業全般について平日夜間などを利用して学ぶ「入門コース」、本格的に農業のことを勉強する「専門コース」、将来的に就農を希望する者のための「実践コース」がある。研修場所は、それぞれのコースによって異なるものの、教室内での講義や農家、農業大学校などでの実習がある。

研修費用は、学校法人が運営する就農準備校では有料であり、地方自治体が運営する就農準備校では無料のところが多い（一部、有料化しているところもある）。そのため、定員も体験・入門コースでは多いところで100名、少ないところでも30名程度を受け入れている。また、専門コース以上では15名以内に設定されている。この点から、前述aの新規就農支援制度を利用している場合と比較すると、就農準備校では研修費用を研修生が負担することで、受入主体の負担が少なくなり、その分、より多くの就農希望者を受け入れることができている。

学校法人等の運営する就農準備校修了生は2004年現在11,390人（ただし、複数校の研修を受けて受けている者もいる）、その内、研修卒業生のその後のアン

ケート調査結果では445人（個人就農者、農業法人就職者含む）が就農している。就農者の年齢別では40歳以上の中高年層が約5割、30歳代が約2割を占めている。これらの年代に就農者が集中している理由の一つは、前述1)でも述べたように離職就農志向が多い点が指摘できる。

c. 農業インターンシップの特徴

（社）日本農業法人協会がホームページ上で紹介している2005年度版の農業インターンシップの受入状況は、全国で196件ある。農業インターンシップとは、大学等の在学期間中に学生等が農業への理解の促進や農業法人への就職又は就農を推進するため、全国農業会議所が主体になって1999年より実施している制度である。

その特徴を箇条書きで幾つか整理しておきたい。

研修部門は、基本的には農業法人の事業展開に合ったものが導入されており、生産から収穫、加工、販売まで農業全般のことが体験できる。

研修期間は、主として農繁期に集中している。

研修期間中の研修生の住居については、大半が経営者宅の間借り若しくは社宅・寮などを使っている。また、食事などは基本的には自炊が多いが、受入主体によっては食費補助や食材提供を行っているところが多い。

以上、新規就農者の動向から就農研修受入状況までをホームページなどの情報を中心にみてきた。その特徴を整理すると、昨今では中高年層を中心に離職就農者が増加しており、その就農研修の場として、就農準備校が大きな役割を果たしていることが理解できる。一方で、青年層においても離職就農者が増加している。その半面、新規学卒者は微増傾向にある。その差は、往々にして農業の担い手育成に対する学校側のあり方や農業高校、農業大学校などに入学する学生の農業に対する意識の問題に原因があるように思われる。

このような中で、青年層の新規就農者層を増やして行くために、真に農業に興味のある若者や就農意識の強い若者をもっと農業の現場に引き寄せるための就農支援組織づくりとそのための仕組みづくりが求められる。

（2）現地調査から

1) 自治体主導による就農支援 - かみなか農楽舎（福井県若狭町）の事例 -

かみなか農楽舎は、福井県若狭町（旧上中町）末野地区に設立された農業生産法人（有限会社）である。旧上

中町は、ダムや中核工業団地の建設、住宅団地の整備により人口が微増傾向にある一方で、旧集落地域では過疎化が進み県平均より約10年も早く高齢化が進んでいる。このため、地域づくりの基盤であった農業の不振もあって集落自治の体制維持が難しい状況に追い込まれていた。そこで、農業振興を中心とした「人づくりによる町づくり」をコンセプトに、自立的経営が可能な農業者の育成を基軸に据えた農村総合公園構想が町当局によって発案された。1995年から準備が始まり、2001年10月には、町（50%）、地元集落（30%）、民間企業等（20%）の出資により農業生産法人（有）かみなか農楽舎が設立され、本格的に就農研修事業が開始された。

なお、かみなか農楽舎は、就農研修事業に加え、農業インターンシップ事業、農村体験学習事業、農業生産事業、直販事業など各種の広範な事業を展開している。研修生は、農業生産活動のみではなく、農楽舎が実施する宿泊や体験学習のアシストにも従事している。同農楽舎は2004年度にはインターンシップ生65名の受け入れを行い、また、体験学習に伴う宿泊数は延べ2,480名にのぼった。

かみなか農楽舎の運営 かみなか農楽舎の運営は、行政（町村合併に伴い、2004年度より若狭町産業課が担当）、地元末野集落と民間企業（（有）類農園）との三者共同で行っている。就農研修生の教育にあたるスタッフとしては、同農楽舎の取締役で栽培管理の総括責任者でもあるSさん（地元在住者）が常勤で携わっており、栽培技術、営農関連、地域関係などを指導している。町役場（産業課）からは、金銭出納、事務処理、外部対応、及び研修生たちのいわばよるず相談役として職員1名が出向している。そして、かみなか農楽舎の社員として卒業生2名が、研修生たちの農作業指導や生活指導等に当たっている。（図2参照）

就農研修 農楽舎での就農研修は、農業者としての自立を目指すことを目標とし、できるかぎり環境保全型農業を目指した技術全般および地域生活に必要な生活技術・知識を、農楽舎での各種農作業、地域の農家等へ出向いての農作業手伝い、研修生同士の共同生活、及び農楽舎が行う諸事業に係る諸作業に携わることを通じて習得させている。研修期間は、原則として2年間であるが、本人の希望によっては半年、1年という選択も可能としている。研修手当は、一ヶ月当たり、1年生は5万円、2年生は12万円が支給されている。

この支給金に返還義務はなく、共同生活を行うための食費、生活費等に当てられているとみられる。この支給

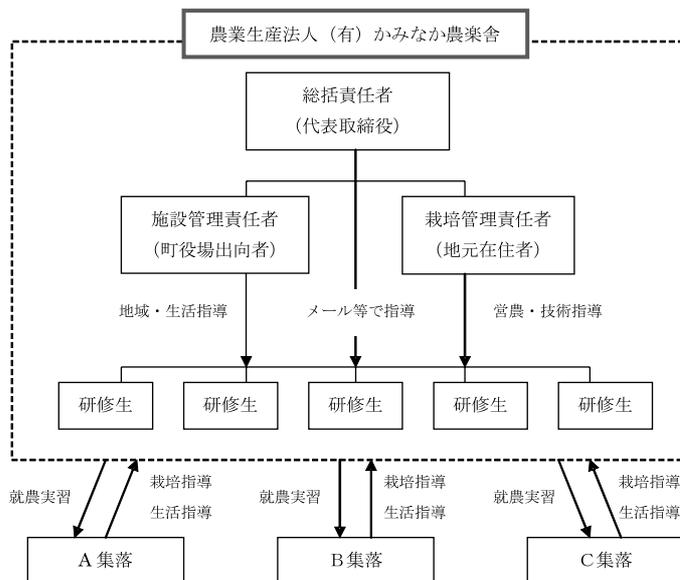


図2 かみなか農楽舎の研修体制概念図

金の財源は町から支出される補助金である。初年度の2001年度から昨年度までは年間1,000万円が交付された。その内訳は500万円を施設管理費に、残りの500万円が研修生の支給金や社員への支払いに充てられていた。2005年度からはこの補助金が750万円に減額されたため、収入確保のため、農楽舎では販売事業の促進や交流事業による集客数の増加などに務めている。

就農研修内容 研修生が取り組む農作業上の体験研修の内容は、研修1年目は水稲作技術の習得、2年目は水稲(1人4haを担当)に加えてハウスや畑作など本人が研修を終え自立する際に、やりたい作目と考えている作目を自由に栽培させている。水稲作の実習では、一通りの技術指導、機械操作の指導とともに、昔の手押し草取り機の使用や手抜きによる除草も行わせている。

日々の実習の終了後は、作業日誌を付けさせ、それをメールにて農楽舎の幹部に送付することが義務づけられている。幹部たちはメールで返信指導し、あるいは、口頭で指導している。

研修圃場 農楽舎が研修用に使用している圃場のうち、農楽舎の敷地内の農地(1ha)は集落のかつての入会地を使用しているが、それ以外の地域にある水田は、地域の農家が耕作できなくなった農地を、福井県農業公社を通じて利用権設定し借用(5~10年契約。地代はおおむね標準小作料水準)している。現在では、旧上中町内で農楽舎が耕作している水田は34haにまで拡大し、地

元集落の農地保全に大きな役割を果たしている。

農作業を終えた夜間には、月に三回程度、「座学」と呼ばれる学習会が開かれる。座学の内容は、県普及員による有機農業技術に関する講義や農事講習、上中町の由来・歴史など地元で就農するために必要な教育が行われている。

共同生活・地域との交流 前述した実習の機会以外にも、研修生は日常生活から学ぶことは多い。共同生活では、研修生は一日ごとに食事当番を担当している。当番になった者は、農楽舎で採れた野菜などを使い、地元の人たちから教わった郷土料理を中心とした料理を作り、調理・加工技術も身につけている。また、地元主催の野球大会やイベントなど地域の催しものにも積極的に参加している。

こうした農作業体験、座学、地域の催しもの参加などを組み合わせ一体化した研修は、単に技術・経営を習得させるのみではなく、研修生が農村社会や農家の人々と関わりを持つ絶好の機会ともなり、農楽舎自体も地域から信頼を得ることにつながっている。

就農研修生 2005年度現在の研修生は、1年生が5名(男性4名、女性1名)、2年生が2名(男性1名、女性1名)である。東京、大阪で行われる年間5回から7回のファーマーズフェアを活用して積極的な公募を行っており、毎年100名前後の問い合わせがある。そこから書面で20名ほどに候補者を絞って面接を行い、最終的に2~5名程度を研修生として採用している。採用条件は、上中町での暮らし・共同生活が可能であり、農作業や農業に関連する仕事に対してやる気があることが要件で、農作業の経験等に関しては不問である。これまでの研修生は、20代前半から後半の年齢層を中心に、京阪神の大都市圏から来たものが多く、東京、千葉など関東圏からも集まってきている。研修生の農楽舎に来るまでの前歴を聞いてみると、会社員や大学生、プログラマーなど様々な分野を経て来ていることが分かる。その中には、他の地域で農業体験研修をしてきた者も数人いたが、農家等での研修を何回も経験して来た者もいた。

研修終了後の就農支援 研修終了後の就農支援について農楽舎は、基本的には、福井県発行の『新規就農支援マニュアル』に則り、県の指導を得ながら精力的に取り組んでいる。県は就農支援金制度を適用している。農

楽舎は卒業生に対し、農機具などの利用は農楽舎の農機具を利用する（使用料は払う。）ように措置するとともに、軽トラ1台と草刈り機1台を貸与している。また、町役場独自の支援策としては、空き家の斡旋（家賃の2分の1補助）や農地の斡旋をしている。また、町は、研修終了後に町内に就農した者が居住する地域のベテラン農家を「世話人」として指名し、就農後の技術・営農指導、生活指導などが受けられる体制も整えている。世話人はその者にある程度の農地を貸し付けるほか、周辺農家に呼びかけ、ほぼ3ヘクタール程度の耕作規模で営農をスタートさせるように務めることを期待されている。

これまでの実績 2005年度現在で、これまで社会に送り出した研修生は10名、そのうち、6名が町内（旧上中町）で就農している。そのうち2名は農楽舎の社員となっている。あとの1名は青年海外協力隊に参加しアメリカへ行っているが、帰国後は町内に居住する意向のようである。

2) 農業法人主導による就農支援 - (株)石動農産 (佐賀県東脊振村) の事例 -

佐賀県の北東部に位置する東脊振村は、1960年以降に企業誘致（工業団地数3）が進み、周辺地域からの転入が進んだことで、農業地域でありながらも人口がなお増

加（2000年の高齢化率16%、1960年比人口増減率+35.2%）を続けている。その結果、それまでの基幹産業であった農業は兼業化が進んだが、現在は農業従事者の高齢化や後継者不足とも相まって、遊休農地や耕作放棄地が増加している。石動農産の秋本代表のお話によると、農業後継者が育たない理由の一つは、親の代では平均1ha以内の水田耕作面積でも十分に生計を立てることができたのに対し、子の代（現代）では農産物の価格低迷などにより、その程度の規模ではとても専業経営で生計を立てて行くことが困難になったと指摘している。そのため、子の代では車で1時間圏内にある福岡市内や村内に設営された工業団地で働く者、その傍ら兼業で農業をする者等が増えた。

こうした地域農業の現状（遊休農地・耕作放棄地問題、後継者問題、生計を立てることが困難な農業）を打破すべく、地域の有志らで地域農業の将来展望を模索しつつ、1994年に上石動地区で、有限会社として立ち上がったのが「石動農産」（現在は株式会社）である。図3は現在の石動農産の事業展開を示している。

石動農産の設立と特定農業法人化 同社の設立当初は、2人の稲作農家が農地を出し合い、共同して経営面積13haで、稲作50haを経営目標に掲げてスタートした。現在は、社員数4人、従業員数10人、臨時雇用数約20人

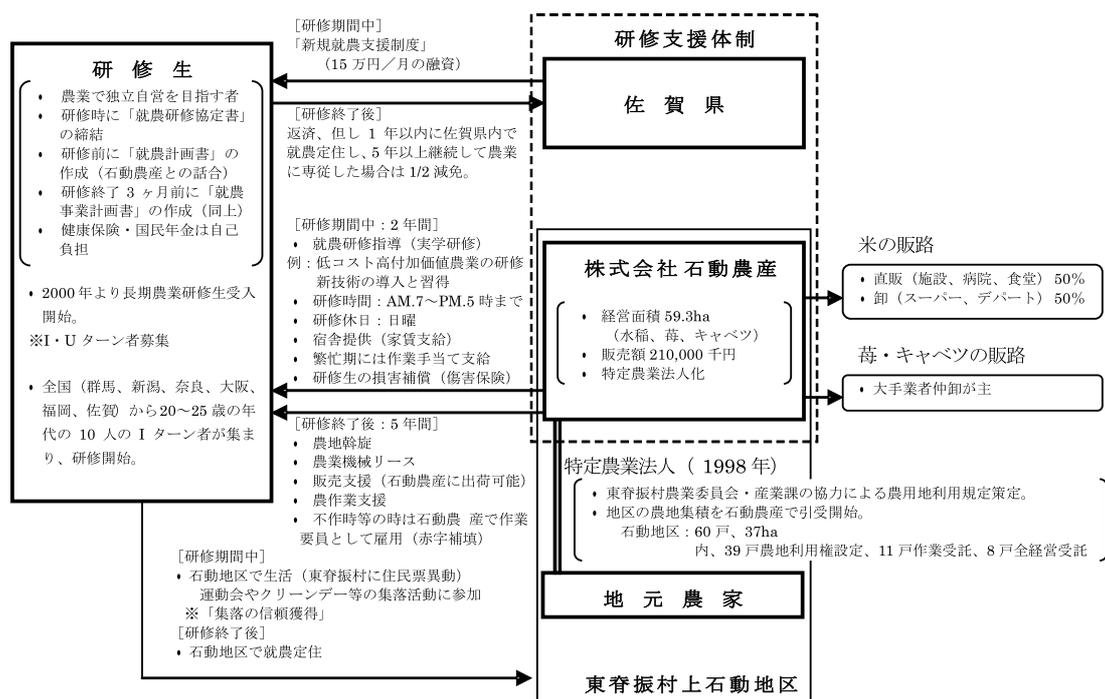


図3 石動農産における事業展開

(周辺農家等) 研修生 10 人で、稲作 40ha、キャベツ 18ha、苺 1.3ha の農業経営を展開している。ここまでの農地集積が可能になったのは、1998 年の特定農業法人化への転機が起因している。

特定農業法人とは、農用地利用改善団体が農業経営基盤強化促進法第 23 条第 4 項の規定により「担い手不足が見込まれる地域において、その地域の農地の過半を集積する相手方として、一定の地縁のまとまりを持つ地域の地権者の合意を得た法人」と定めた農業生産法人のことである。

それまでは、地元農家との相対により農地集積を行っていたが、その限界から石動農産が考える地域農業の将来展望を地元農家や村、農業委員会等に掲げつつ、合意形成を図ったことで、特定農用地利用規定が策定され、石動農産が「特定農業法人化」された。その結果、上石動地区の 7 割以上に当たる 37ha の農地を集積し、地区の遊休農地・耕作放棄地の解消の一翼を担った。また、そのことで農産物販売額は設立当初の 4 千万円から 21 千万円まで飛躍させることができた。その主な販路は、水稲が各種施設・病院等への直販とスーパーなどへの卸、苺・キャベツが大手業者・仲卸と取引を行っている。

長期研修受入制度の導入 農地集積の目標がほぼ達成されたことで、2000 年から新たに取り組みをスタートさせたのが、佐賀県との協力による上石動地区の担い手対策「長期研修受入制度」である。研修を通して、健全な若者を育成し、農業技術の習得や農業経営手法を学ばせ、実践的な農業経営者を育成することが目的である。研修期間は 2 年間。その期間、石動農産では次の

ことをサポートしている。

すなわち、i. 実学による就農研修指導(1 年目: 職員と一緒に水稲の無農薬・無化学肥料栽培の実地研修、2 年目: 研修生自らが経営作目を選定し、経営計画を立てての生産研修、研修作目は水稲、キャベツ、苺) ii. 月に 1 回程度の座学、iii. 地区の空き家を借りて研修生に無料提供(研修生はそこで共同生活する傍ら、集落活動にも参加) iv. 研修生の損害補償(傷害保険加入)等を行っている。また、研修期間中の研修生の経済面での支援は、県の事業による新規就農支援制度(月額 15 万円の融資、研修終了後返済、但し 5 年以上県内に就農定住で半額免除)が利用されている。研修生は、この研修支援金を利用しながら健康保険料や国民年金賦課金を支払うほか、日々の食費や住居の水道光熱費の支払い等に当てている。こうしたサポート体制の結果、2000 年以降現在まで 20 ~ 25 歳の年代の I ターン者 10 人を研修生として受け入れることができた。

就農への対応 2 年間の研修終了後は、上石動地区で就農したり、石動農産に勤務する者も出ている。研修終了後の就農に際しては、石動農産では、次のことを 5 年間継続してサポートすることとしている。

すなわち、i. 石動農産の農地リース、ii. 農業機械のリース、iii. 農作業委託支援(農業経営相談等含む) iv. 生産物販売支援(生産物を石動農産に販売委託が可能) v. 気象災害等による農産物不作時等において、赤字補填として石動農産で作業要員として雇用する等である。とりわけ、I ターン者にとっては、就農直後には、特に i、ii、iv、v の問題がもっとも切実な問題として生起する

表 3 石動農産の就農研修生及び就農研修終了生の就農意向調査結果

	性別	年齢	出身	前職	現職	就農研修経緯	生活、その他
A	女性	28	福岡	・フリーター (アルバイト) ・就農研修	・農家(石動地区) ・3 町歩生産 (石動農産の農地借用) ・販売: 2/3 石動農産 1/3 自家販売	・琉球大学農学部(植物病理) ・大学時代に不耕起栽培を知り、憧れる。 ・卒業後はアルバイトしながら、就農研修。 ・ファーマーズフェアで石動農産に出会う。	・就農支援制度利用 ・石動地区の空き家 ・運動会やクリーンデー等集落活動参加
B	男性	28	奈良	・アパレル業 (営業販売) ・就農研修	・石動農産の取締役兼社員 ・研修生の指導役	・大学の頃から農業に興味 ・大学中退後、アパレル業に就職 ・全国を周り、1 週間から 3 ヶ月程度の様々な農業研修を 1 年間受ける。 ・「農業を素直にやりたい」と思った。 ・ファーマーズフェアで石動農産に出会う。	・就農支援制度利用 ・村営住宅で家族と生活 (夫婦、子供 1 人) ・奥さんは専業主婦 ・両親は就農は了解済
C	女性	24	福岡	・フリーター (アルバイト) ・就農研修	・石動農産で研修中 (2005 年 4 月から)	・久留米大学文学部 ・大学時代から環境やアウトドアに興味 ・就職する際、自然を相手にした職に就きたい。 ・有機農家、養鶏業者、家庭菜園等で農業のことを勉強。 ・短期研修受けても農業のことが判らない。 ・長期研修を希望し、インターネットで石動農産のことを知り、研修開始。	・就農支援制度申請中 ・石動地区の空き家 ・両親からは放任 ・月に 1、2 回帰省

注: 石動農産の研修生及び研修終了生ヒアリング調査結果より作成。

研修生 A、B、C はいずれも非農家出身である。研修生 A、B は、既に 2 年間の研修期間を終えている。その後 A は独立し、石動農産から農地を借りて農業(稲作農家: 環境保全型農業の実践)をしており、B は石動農産に取締役兼社員として勤務し、研修生指導役となっている。研修生 C は、現在石動農産で研修 1 年目である。

ので、こうしたサポート体制が整っていることで、研修生も安心して就農できる面がある。

表3は石動農産の就農研修生、及び就農研修終了生に就農意向に係るヒアリングした結果を示している。研修生の特性を整理すると、i. Iターン者であること、ii. 大学生時代から就農意欲（農への理想）が強かったこと、iii. 大学卒業後、短期の様々な就農研修を受けていること、iv. 県の就農支援制度を利用していることである。

以上のヒアリング結果から考えると、前述したように、大学生を含む若者向けの“就農支援体”を立ち上げることは有意義であり、それが、やがて地域農業を変える大きな力になることは間違いないだろう。ただし、そこで問われることは、研修生に対する就農をサポートする体制をどうつくるかということであろう。石動農産の場合には、研修受入時の生産技術指導から、経済面のサポート、研修終了後（就農後）における農地や農業機械のリース、販売支援までを一括してサポートしていた。

3) 地域コンセンサスの醸成に向けた取組 - 「里山ねっと・あやべ」(京都府綾部市)の事例

綾部市での取組は、先に挙げた福井県、佐賀県の事例とは性質を異にしている。先の事例は、他地域出身の青年たちの「体験研修/定住・就農」を軸とする取組であるのに対し、綾部市の取組は、農村住民と都市住民の双方の意識高揚を図り、農村空間を舞台とする交流とそれを受けての定住人口や新規就農者の増加を図ろうとするものである。

綾部市では、里山や農村環境を交流資源として位置づけ、交流人口の増加、定住人口の確保、及び地域活力の再生を図ることを目指し、当面、農業・農村の活力再生を基軸とする人材ネットワークづくりと交流基盤づくりを目的とした取組を行っている。

「里山ねっと」の設立とその活動 綾部市の行っている都市・農村交流活動は多岐にわたっているが、もっともその基礎となっているのが2000年に設立された「里山ねっと・あやべ」である(図4参照)。

綾部市にある豊かな自然と、多様な人材を活用したネットワークの形成を図り、それを通じて地域農業の再生

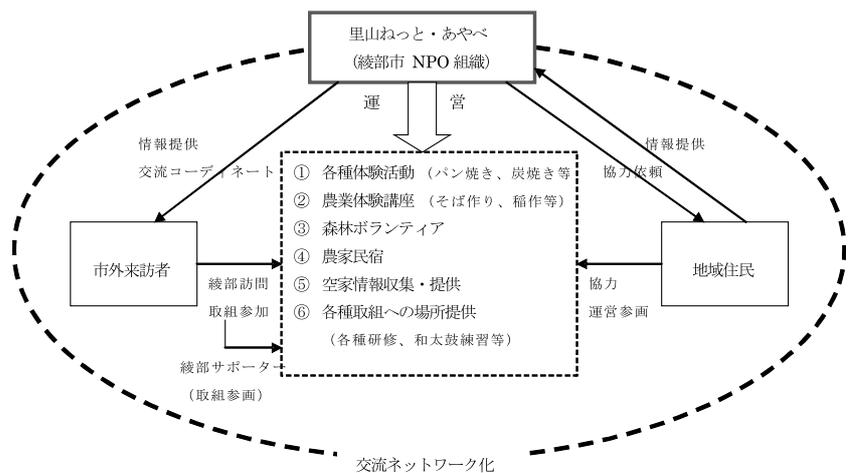


図4 里山ねっと・あやべの取組概念図

と農村の活力再生を図ろうとするものである。

廃校舎を利用した施設を拠点に「里山ねっと・あやべ」は様々な活動を展開している。「里山ねっと」は綾部市が市の外部組織として立ち上げたもので、現在も綾部市から管理職クラスの職員が派遣されている。この者を軸に、事務局長ほか数人のスタッフで運営されている。今のところ法人格はないが、年内にNPO法人としての認証を受けることとしている(2005年10月現在)。「里山ねっと」の運営には、行政のほか、市民団体、民間企業、学識経験者、農家など地域住民、都市住民など多種・多様な人材が関わっている。

設立当初は、「里山塾」を開き、講演会やシンポジウムの開催、酪農体験や豆腐づくり体験などの催し物が行われていたが、その後、農家民泊をスタートさせるほか、森林作業ボランティアの募集、そば打ちや米づくり講座の開催、石釜パン焼き・炭焼きなど体験イベントの開催などの取組を次々と展開し、活動の幅を広げてきた。加えて、インターネットや「里山ねっと通信」などの情報発信を積極的に行うことで、綾部ファンとなった人びとの来訪者数が着実に増加した。2000年度の体験活動の参加者は810名だったが、2004年度には1,333名と大きく増加している。このような「里山ねっと」の活動の展開に伴う綾部来訪者の増加の背景には、地元住民の交流意識の高まりとイベントへの積極的な参加という目に見えない活力再生の動きがあると考えられる。

加えて、「里山ねっと」のスタッフの中に、農的生活をベースに才能(天職)・生き甲斐も追求するという生き方である「半農半Xの生き方¹⁾」を提唱したことも、

「里山ねっと」の取組に対する共感を呼ぶこととなったと思われる。「里山ねっと」の取組に参加したことが契機となって綾部市に移り住んだ者や、体験活動等で学んだことを都市で実践する消費者も登場するなど、積極的に取組参画してゆく“綾部サポーター”が誕生するなど、交流活動が着実に実を結びつつあることが伺える。また、上述のように地域住民においても農家民泊やイベント活動への協力を通じ活力の高揚がみられる。

若い就農希望者の体験研修の受入 綾部市内のS地区では、大規模稲作経営体が、数人の若い就農希望の研修者を受け入れ、私塾的に就農支援研修を実施している例も見られる。この地区では、受入経営体に協力し、地元住民のネットワークで研修生の受け入れの際に必要な空き家探しや研修終了後の就農に際しての農地の斡旋なども行われている。すでに数名の若者たちが就農・定住を開始している。

「農村交流促進特区」の認定 綾部市は、「里山ねっと」の取組で得られた成果や市内の自主的な取組を追い風に、2003年には政府から「農村交流促進特区」認定を受けた。その結果、農地取得の下限面積が同市東部地区に限って10アールに緩和することができるようになった。また、市民農園の開設が可能となり、すでに2カ所が開設されている。

あやべアグリフレンドの設立 農村交流促進特区の開設に伴い、2003年に就農支援組織である「あやべアグリフレンド」が、綾部市土地開発公社を事業主に、綾部市産業企画課によって設立された(図5参照)。

あやべアグリフレンドでは、綾部市内に住居を構え就農することを一応の原則的目標に、段階的な農業研修を

行うべく、会員を募っている。この組織では、新規就農希望者を、i 自給自足や生き甲斐としての農家を目指す者と、ii 自立経営的農家を目指す者の二つの類型を設定し、それぞれに対応した研修を実施している。

アグリフレンドでは、研修期間を特別に定めておらず、また、会員に対して定住を強制していない。入会者の年齢や経験、地域も不問である。そのため、会員たちはそれぞれが居住地や生活形態に合わせて研修内容を選択している。現在は、居住地から、菜園づくりや「里山ねっと」のイベントに参加するために、綾部市に通ってくるという形態が多く見られる。2005年度現在で47名が会員登録しており、京阪神の都市圏から50～60代の定年帰農希望者が多く参加している。

アグリフレンドの主な活動は、第一に綾部市に対する理解促進のための親睦を目的とした交流会や各種行事・イベントへの参加の案内、第二に農作業研修活動、第三に定住に向けた住居の紹介・斡旋である。

地域との親睦・交流に関しては、「里山ねっと」や地元住民が主催する「むさくさ会」などから様々なイベント等の機会が提供されている。農作業研修は、市民農園である「かんばやしふれあい農園」の一部をアグリフレンドの研修農場として利用し、地元農家が講師になるなどして技術講習を行っている。本格的な就農を目指した会員に対しては、市内にある府立農業大学校主催の「担い手養成実践農場」での研修を紹介・斡旋している。他地域住民の移住の受け入れに向けた施策としては、「里山ねっと」の空き家斡旋とともに、2003年から菜園付き農村住宅分譲地「あやべ櫛の里」を用意し分譲販売を行っている。一区画の平均面積は356平方メートル、平均価格は459万円で、全15区画を造成している。すでに数組が購入しており、住宅や農園建設に向けての準備を進めている。

3-4 若い就農希望者の期待と就農支援のあり方

3-3(2)で紹介した福井県、佐賀県、京都府での現地調査で捉えた三つの就農支援体の取組の特徴をみると、次のような四つの共通点があることが分かる。

一つは水稻作を研修体験の軸においていることである。技術

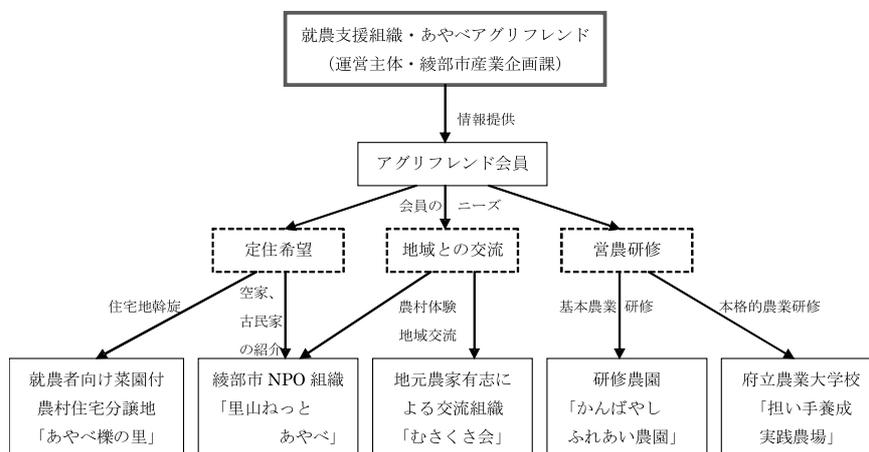


図5 あやべアグリフレンドの就農支援体制概念図

的に教えやすいとか日本国中どこでも作られている作物であるといったこともあろうが、研修生も、就農を前提とすれば、どこでもメシは食べなければならないからということであろうか。二つは当該就農支援体が行う研修活動について、当該支援体の所在する地域・地域農業との関係を重視した研修活動（農家からの作業受託や村役へのお手伝い派遣など）に取り組んでいることである。これは、共通して水稲作を研修の基軸にしていることもあるが、個々の経営体が地域農業・地域社会と不即不離の関係にあることを体験させるということであろう。三つは研修生たちの寝泊まりを共通にさせ、共同生活を行わせていることである。農作業が本来他者との協働・連携なしには行うことが難しいことを教えつつ、お互いに情報の交流・共有、人生感や生活感の交流も行わせるという意味合いをもつのであろう。四つは研修中、就農支援体が研修生に対してなにがしかの手当を支給していることである。その財源はおおむね県当局が準備する就農支援金等を活用している。

以上のような各種情報をもとに、若い就農希望者の期待する「就農支援」のあり方について、少し整理してみることとする。

（１）「就農支援対策」に関する期待

若い就農希望者は、必ずしも「プロ農業者」になることを意図しているものとは限らない。就農希望者の中には、農業という場面から自分の人生を描いてみたいという素朴な意識で研修に加わるといふ程度の認識から始める者もいる。農業を営みながら、音楽、美術、陶芸などの芸術の途を極めたいという者、専門分野での仕事にも携わりたいとする“半農半Xという生き方”（前出）指向の者、将来はコーディネータとなって地域活力再生の先頭に立ちたいという者もいるなど様々である。その農業の指向する方向も、米など土地利用型を目指す者、ハウスなど園芸農業を目指す者、露地野菜、果樹、花卉、畜産などを目指す者など多様である。

就農支援対策、なかんずく就農支援体の構想を構築するに当たっては、若い就農希望者のこうした多様性の実態を十分踏まえた上で取り進める必要があると考えられる。

したがって、こうした観点から、今後、構築される就農支援対策に関しては、就農希望者がおおむね次のようなニーズの充足を期待しているものと考えて対処することが必要であると思われる。

〔「就農支援」対策に対して期待される事項の概括〕

自分に農業が適性な仕事かどうかの検証ができる。研修期間中も、なにがしかの収入（携帯電話料やガソリン代など最低限の出費を補うためのもの）がある。

農業に不可避な自然条件に左右される減収不安への対策が考えられている。

農作業、農業経営上の技術面での体験研修があり、マスターできる。

将来、農業に必要な機械装備などを入手する資金の調達の途が講じられている。

農地の情報入手、調達方法、契約などについて教示される。

農産物の販路保証など収入確保の途が開かれている。近隣地域の農家、地域住民との協調が図られる。

家族生活を送る上での利便性、快適性、安全性が充足できる。

その他農村生活の文化性などが感じられる。

就農希望者たちは、就農前の体験研修の必要性を自ら強く意識している。そして、実際、農家や農業法人への体験研修に入って行く。しかし、多くの者は、その受けた研修について「十分な成果を得た…」と感じている場合は少ないように見受けられる。多くの場合、比較的短時間で研修先をあとにする。おそらく、上述のいずれかの要素が欠落しているからであると思われる。（３．３－１（３）参照）

それはともかく、全国各地には、農家、農業者ではない各種の就農支援体ないし就農研修支援体が生まれており、また、大学生のインターンシップの受け入れ主体なども増加している。

（２）「就農支援体」のあり方

就農希望者が希望する就農前の体験研修に掛かる本格的な支援体のあり方について、上記のデータ等をもとに、以下に、筆者なりに若干の整理を試みてみたい。

〔就農支援体における体験研修事項に関する概括的整理〕

就農希望者が、農業・農作業に対し何を期待しているかを自己判断する時間をもてる。

就農希望者が、自らがどのような分野にどの程度の適性を持っているか等を判断する時間をもてる。

就農希望者が、農業に関わる作業上の“一連の流れ”を実践的に体験できる。

就農希望者が、稲作など作物等の生物特性に対応する技術を習得できる。

就農希望者が、機械・機具や施設等の操作・修理技

術を修得できる。

就農希望者が、土壌の理化学的特徴の計測と土壌改良技術を修得できる。

就農希望者が、農作業上における仲間との共同作業の重要性を理解できる。

就農希望者が、農作業、農業経営と地域社会との関わりを体験的に理解できる。

就農希望者が、農産物等のマーケティングに関する体験等を行うことができる。

就農希望者が、都市・消費者との交流を実践的に体験できる。

就農希望者が、情報処理技術を修得できる。

その他若い就農希望者が家族生活に必要な事柄を把握し理解を深めることができる。

若い就農希望者は、こうした事項を踏まえての行政側の強力な就農支援対策の展開を期待している。

4．就農・定住対策のあり方と農業ビジネススクール

鳥取市は2004年11月、周辺8町村を吸収合併し、人口20万人を擁する広域都市となった。合併に際して、合併協議会は、合併後における「まちづくり計画」を取りまとめたが、その中で、新市における新しい産業政策の方向について、農業に関しては“就農・定住”というテーマが設定された。これを踏まえて、新鳥取市は、2005年7月、農業ビジネススクール調査検討委員会を発足させた。以下では、この委員会で検討されている就農・定住対策のあり方について、紹介しつつ考察する。

4-1 「就農・定住対策」に関する提案

鳥取市農業ビジネススクール調査検討委員会では、まず、鳥取市で取り組むべき「就農・定住対策」のあり方について活発な意見交換が行われた。

もっとも中心的な論議は、就農・定住対策の対象となるべき人材の年齢階層をどのように設定するかという点に集中した。学生たちを中心に、就農希望の若者、とくに大学生・大学卒業生に焦点を当てるべき、との意見が出された。これに対し、定年就農対策を実際に展開しているJAサイドからは定年就農希望者にも焦点を当てるべき...との意見が出された。

その後も意見交換は続けられているが、定年就農希望者に関しては、現在、鳥取県農業大学校においてその受け入れを行っており、今、特に重要なことは、同校にはいわば縁のない県内の大学の学生たちの就農希望を、体

験研修を通じて実現できる施設の必要性が高いのではないか...という意見が強くだされた。

筆者は、このような意見を踏まえて、この委員会において、就農・定住対策の根幹を担うと考えられる就農支援体について、次のような内容の提案を行った。

〔就農・定住対策のあり方に関する提案（メモ）〕

1. なぜ、地域農業の再生が必要なのか
 - (1) 農村景観の維持
 - (2) 地域資源の有効利用
 - (3) 地域住民の食糧の供給
 - (4) 地域文化の存続
 - (5) 食と農に関する選択は、住民の権利であり義務である
2. なぜ、地域農業が衰退したのか
 - (1) 都市が若い人々を吸収した
 - (2) 都市の生活が食生活の変化を促した
 - (3) 農政は、自作農主義・農協体制を守り続けた
 - (4) 国境措置の緩和がグローバル競争をもたらした
 - (5) 政治の選択が農村の保守主義を助長した
3. どうすれば、地域農業は再生されるか
 - (1) 地域農業は、“農業は誰のもの”との人々の問い掛けに応えなければならない。
 - (2) 自治体は、政府による誘導からの脱却、自主的な行政運営が必要である。
 - (3) 行政は、若い就農希望者の参入を容易にする手立てを講じる必要がある。
 - (4) 地方分権社会のなかで、地域社会の共同機能の回復・自立発展が必要である。
 - ・農村における家族・親類ネットワークの縮小に対応
 - ・都市消費者による農業支援の展開
 - (5) 地産地消の推進は地域農業再生の原点であるが、それだけでは農業は元気にならない。
4. 地域農業の担い手像はどうあるべきか
 - (1) 法人化を図る。
 - (2) 高齢者を含む“集落営農”を展開する。
 - (3) 若い就農希望者の参入を図る。
 - (4) “地域社会”を“集落”より拡大して捉える。
 - (5) 地域社会全体で、地域農業を再構築し、育てる。
5. 若い就農希望者の参入条件をつくる
 - (1) 各地域で、可能なところから、就農希望者向けの研修の場である「農業ビジネススクール」(仮称)を整える。
 - (2) 研修を終えた若者を就農させるための条件(①農地確保、②最低限の装備、③技術指導・相談の仕組み、

④住居、⑤最低年収の保障)を作る。

- (3) 就農希望者を迎え入れる地域に、確かな“経営体”が存在することが重要な要件になる。
- (4) 地域の農業・農業者等との連携ができるような状況をつくる。
- (5) 新規就農者の自由な営農活動が保証される条件をえる
- (6) 販路開拓のノウハウを教える。

6. 「農業ビジネススクール」のイメージ

- (1) 基本的には、就農希望の若者の研修の場とし、大学生への呼びかけを重視する。
- (2) 研修生は、県内はもとより全国に呼びかけて募集する。
- (3) 研修は、研修生による集団生活（生活・生産技術の共有、情報交流、連携と協同の意識醸成など）を通じて、実施することを基本とする。

- (4) 研修内容は、農作業・農業経営の流れに掛る体験研修を重視する。

座学は、土壌管理、植物生理、栽培技術、病害虫防除、包装・貯蔵、機械修理、関係法規など農業・農業経営に掛る基本技術の学習。経営者、試験場・大学での専門家からの授講などで構成する。

- (5) 研修の対象となる農作業・農業経営の作目は、当面、稲作及び野菜作とし、将来は畜産も対象とすることを予定する。
- (6) 体験研修の場は、当該地域（旧市町村程度の範囲内で考える。）内に賦存する農地、受託農作業などで確保する。
- (7) 体験研修の実を挙げるため、農業技術・経営の専門家による研修生の指導・管理を徹底する。
- (8) 研修期間は、原則2年とする。
- (9) 研修生の研修中の生活費は、原則として公費により補償する。
- (10) 農地を利用する研修事業体であることに鑑み、農地保有合理化法人または農業生産法人であることが望ましい。
- (11) 施設整備に要する経費は公費等により確保し、運営費も原則として公費（授業料はとらない）により対応する。
- (12) 「農業ビジネススクール」の運営に関しては、地域社会・地域農業との連携・連帯を確保するとともに、都市・消費者との交流を重視する。

[注]「公費」とは、鳥取市の助成金、または鳥取市民等からの出資による農業ビジネススクールの設立・運営のための「基金」からの助成金等を想定している。

7. 若い就農者の養成のための生活者・行政体による就農支援のあり方

- (1) 当該地域の生活者・行政体の出資により、「農業ビジネススクール」の設立・運営の基金を創る。
- (2) 農業ビジネススクール」(仮称)の長期施策としての位置づけを図るため、市条例の制定を検討する。
- (3) 消費者・行政体により設立されたNPO法人による援農体制の確立。

その後の委員会による検討の進捗に対応し、このメモに関し、次のような修正を行った。すなわち、6.(4)に関して、

「研修は、農作業・農業経営に掛る体験的実習を重視して実施する。

なお、座学による研修は必要最小限のものとし、次のような内容とする。

- ①土壌管理、植物生理、栽培技術、病害虫防除、貯蔵・加工特性、機械修理
- ②経営管理（農業簿記、生産計画、マーケティング）、リスクマネジメント（安定・安全・環境管理）、関係法規
- ③地元学（地域の風土・歴史・文化）、農作業・農業経営など地域生活に掛る基本に関わる学習とし、農業者、企業経営者、試験場・大学の専門家等からの講義などで構成する。」

4 - 2 農業ビジネススクール（仮称）構想に関する若干のコメント

就農・定住対策の基軸ともいえる農業ビジネススクール（仮称）の構想に関して、若干のコメントをしておく。

(1) 農業公共圏の創出と農業ビジネススクール

すでに述べたように、農村では、農家の家族・親類ネットワークが縮小し、集落の共同体機能の減退、農地利用の後退などを通じて、地域農業の活力喪失や食料供給力の低下という事態が進んでいる。一方、都市・消費者側でも、家族・親類ネットワークが縮小し、高齢化の進行と相まって地域社会の相互扶助機能が低下し、生活環境に対する全般的な不安感が広がりつつある。こうした中でも、政府の構造改革がさらに進展し、行政の地方分権化がおそらく今後も着実に進んでいくことは間違いない。

そうであるとすれば、今後、地域住民、すなわち、農村住民と都市・消費者との連携・連帯のもとで、つまり、広範な地域住民の相互連携のもとで、地域内の食料供給を担当する地域農業の新たな再生に向けての取組など、

生活の安心に向けての取組を進めることが重要になってくる。

これまでの農業は、農家、農業関係者によって取り組まれてきたといっても過言ではない(2.2-3参照)。つまり、農業は専門家による一種の専門領域のように取り扱われてきたが、これからは、「農業は誰のもの…」という都市・消費者の素朴な問いかけに応えつつ、都市・消費者を含む地域住民の相互連携により、生活を巡る諸条件の整備の一環として食料供給を担当するという地域農業の新たな位置づけを行い、農村を新たな“農業空間”として相互に認知し合い、その再生を地域住民の手で進めるといふ取組を進めることが重要である。すなわち、前述した農業公共圏の形成という課題として、この問題に取り組まなければならないと考える(2.2-3参照)。

ここで、農業公共圏形成の可能性を示唆するデータを若干紹介しておきたい。

手元に一つのアンケート調査の集計表(概算:表4参照)がある。この調査は鳥取環境大学の学生たちが、鳥取市民を対象に実施(2005年9月-10月)したもので、一般消費者の食や農に関する関心の程度を把握しようとしたものである。当初、往復はがきを利用して実施したが回収率27%と低率であったため、10月初旬の学園祭に参集した市民たちを対象に聞き取りを行い、回答者に

追加したものである。

回答者数は、男子が少し多めであるが、年齢分布はほぼ各年代にわたっており、集計結果に大きな偏りはないと思われるが、統計学的には必ずしも市民の意向を正規に反映したもとはなっていない。しかし、一つの傾向を示すものと思われるので、参考までに紹介しておきたい。

アンケート調査に回答した市民の意識をみると、食の安全に関して「不安」を感じている者は6割に上っている。一方「全く不安を感じない」とする者は5%に過ぎなかった。一方、農業に関する意識については「関心がある」と答えた者が三分の二を占めた。「全く関心がない」とする者は1%であった。

こうした農業に「関心がある」とする者に対し、その関心の程度をみるため、若者の就農者の減少や耕作放棄地の増加に関してどの程度認知しているかどうかを問うているが、「農業を始める若者の減少を知っている」、「耕作放棄地が増加している」と認知している者がそれぞれ8割を占め、関心の強さが示されている。

このアンケート調査では、あわせて、農業応援への参加意識がどの程度か、についても設問している。農業応援への参加意識に関して、「条件が整えば参加する」という気持ちを持つ者が回答者の半数近くを占めた。その中で「大いに思っている」とする者が1割を超えている。

市民の参加意識にはかなり高いものがある。「条件が整えば参加する」という回答をした人たちがイメージする農業応援の場面(複数回答)については、「農産物販売」がほぼ半数で、「農作業の応援」が4割を占めている。こうした人たちの意識を如何にしてくみ取り、それを如何にして地域農業再生のパワーに結びつけていくかということであろう。そのための目標の設定と達成のためのシステムなどその実現のための道筋の解明が今後の課題である。

図6は、「農業公共圏」のビジュアル化を試みたものである。この図では、A、B、Cの3つの公共空間を設定している。Aは、農地を軸に形成される空間であり、ここには農家、農業関係者や農村住民が帰属する。Bは、「農業」について意見交換し討議を行う、市民(消費者を含む)により形成される空間である。そして、Cは、AとBのコミュニケーションにより、創り出される空間である。

表4 都市消費者の農業及び農業参加に関する意識(鳥取市内)(%)

(食に関する意識)

	全く不安はない	あまり不安はない	どちらともいえない	少し不安	大いに不安	その他
問1. 食の安全に不安を感じているか	5	25	7	46	14	3

(食に関する意識)

	全く関心がない	あまり関心がない	どちらともいえない	少し関心がある	大いに関心がある	その他
問2. 農業について関心があるか	1	11	18	37	28	5
問3. 農業を始める若者の減少を知っているか	2	5	10	40	40	3
問4. 耕作放棄地が増加していることを知っているか	2	8	9	40	39	2

(都市住民の農業応援参加の意識)

	全く思わない	あまり思わない	どちらともいえない	少し思っている	大いに思っている	その他
問5. 条件が整えば参加する	7	9	28	36	12	8

(どのような面で参加するか)

	農作業の応援	金銭面の応援	農産物の販売	その他
問6. 条件が整えば参加する	39	4	48	9

注1: 鳥取環境大学の学生が行ったアンケート(2005年9-10月)の概算集計結果から抜粋。

なお、回答者数は152(往復はがき70人、聞き取り82人)

年齢別: 40歳以下64人、40-50歳: 52人、60歳以上36人、男女別: 男84人、女68人

注2: 問3、問4は問2で「少し関心がある」、「大いに関心がある」に回答した者に対する設問。

問6は問5で「少し思っている」、「大いに思っている」に回答した者に対する設問。

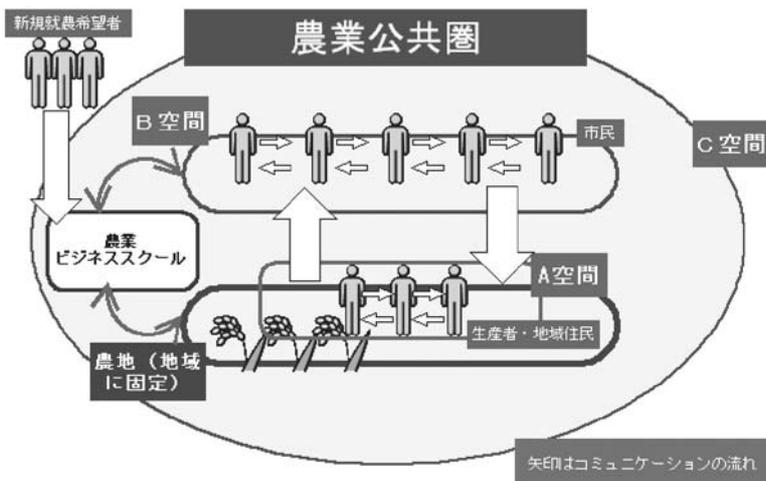


図6 農業公共圏と農業ビジネススクール

農業を守る仕組みとして、公共圏（C空間）の創出が必要となっている。そのためには、まずA・Bの両空間内に情報（コミュニケーション）を循環させる必要がある。つまり、「農業公共圏」とは、市民による農業を軸とした公論を形成する場であり、新たな農業の公共性を創出する場であるといえる。

農業ビジネススクールは、この「農業公共圏」の中において形成される必要がある。新規就農希望者は、農業公共圏の中軸である農業ビジネススクールに入塾すると同時に、この公共圏の一員として、地域農業の新たな再生に向けての取組の一端を担うのである。

農業ビジネススクールは、こうした考え方の中で考え出されたものであり、今や全国的に簇生しつつある就農支援体（3.3-3参照）と同じものではない。これまでの農業大学校とも同種のものではない。農業公共圏の創出活動のなかで産み出される新たな就農支援体であり、地域住民に支えられて存続する。設立可能性に着目すれば、できれば、旧市町村単位で、できるところから、創られるというイメージで考えていく必要がある。

（2）農業ビジネススクールの機能
ここで、農業ビジネススクールのイメージについて、少し考察しておきたい。いうまでもなく、農業ビジネススクールは就農を希望する若者たちへの就農支援体である。体験研修を重視する教育機関である。そこを巣立った後は、若者たちは、多くはその地域に就農・定住していくことが想定される。この点が職業専

門校・職人養成校との基本的な違いである。つまり、農業ビジネススクールは、卒業生の就農後にも役立つ機能を果たしていくものとして構築する必要がある。

そこで、農業ビジネススクールはもともと地域農業との関連抜きに存在できないものであるから、そのことをも考慮して考えると、研修機能（ビジネススクール機能）のほか、地域の技術拠点・販路開発機能などをもつビジネスセンターとしての機能、技術・経営コンサルタントとしての機能、コミュニティセンターとしての機能、地域環境の保全センターとしての機能などを合わせもつものと考えらる必要がある（図7参照）。

農業ビジネスセンター機能

- ・ 農業技術、農業経営など就農を実現するためのノウハウを、集团的に体験させつつ、座学も交えて教える。その中で、行政、JA、地域社会、地域農業との関わりなど地域と農業経営体との相互依存関係についても学ばせる。
- ・ 体験研修は、農業経営者、大学教員、役場職員、JA営農指導員、民間企業者、市民等にも参加して貰って実施する。

コンサルタント機能

- ・ 研修生たちが、農業ビジネススクールを卒業したのち、技術・経営上の指導や相談を持ち込む際、それに対応し、支援できる能力をもつ。
- ・ 地域の農業経営体等が技術・経営上の指導や相談を

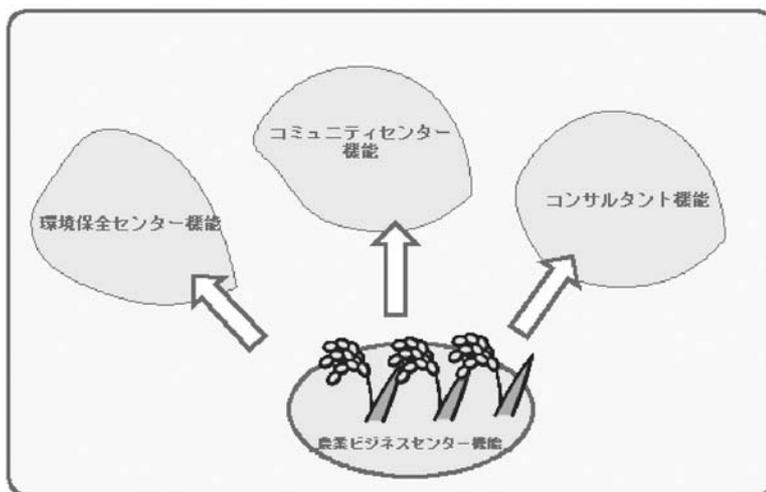


図7 農業ビジネススクールの機能

持ち込む際、それに対応し、支援する能力をもつ。

コミュニティセンター機能

- ・地域の消費者と生産者とをつなぐ場として機能する - 市民と生産者、市民と地域、地域と地域とのコミュニケーションの場として機能する。
- ・市民の視点、すなわち、生産者と消費者、生産者と生産者、消費者と消費者が、お互いに“市民”として触れあえる場として機能する。

環境保全センター機能

- ・環境保全型農業の実践のための先端的な技術の開発・普及の拠点として機能するとともに、
- ・環境の保全、市民の健康保全のためのノウハウをもつ。

おわりに

この論文は、「農業ビジネススクール構想」といういわば仮説を立て、それを現実を生起しつつある事象との関係において概括的に分析・考察し、主として地方自治体向けの政策的な提案として整理したものである。政策的提案とはいいいながら、まだ、農業ビジネススクール構想としても未熟であり、今後さらに考察を加える必要があり、また、農業公共圏のイメージや圏域形成への道筋、農業ビジネススクールと農業公共圏形成との関連などについてもさらに検証・考察を重ねていく必要があるが、これらは今後の研究課題としたい。

また、この論文については、必ずしも、主張する論旨の全てが帰納的、あるいは演繹的な方法で客観的に結論付けられたものとはいえず、また、それぞれの論点のつながりも十分整合的に整理できていない面もある。現実を生起する社会的事象をできる限り論理的に追求しようとする場合には止むを得ないことでもあるが、その意味で、必ずしも学術論文の体をなしていない部分があることをおそれる。

しかしながら、この論文を通じて、地方自治体や国などが施策を構築する場合に、実践的な対応が可能となるようできる限り工夫したつもりである。

なお、本論文の主部分は研究代表の中川が執筆を担当したが、3については、3-3(1)及び(2)の2)を岩崎が、3-3(2)の1)、3)を片岡がそれぞれ分担執筆し、4-2については中川と家串が共同執筆し、全体として中川が調整に当たった。

謝辞

この論文を着想して以降、全国各地を訪ねし調査を重

ねたが、これらの調査・研究に際しては、多くの方々のご助言とご協力を頂いた。まず、問題提起に関しては鳥取市の竹内功市長、農林水産部次長の大塚昌之さん、山本勝信さんなどにお世話になった。農業ビジネススクール構想に関しては、福井県若狭町の かみなが農楽舎について 類設計室の馬場康一郎さん、佐賀県東背振村の石動農産について秋吉義孝さん、綾部市では市長の四方八洲男さんなどから懇切なご助言、ご協力を頂いた。また、アンケート調査の実施、集計に関しては鳥取環境大学学生の吉永昇平君、土居直樹君、門脇邦憲君にお世話になった。また、要旨の英訳などでは瀧澤氏のお世話になった。ここに記して感謝の気持ちを捧げたい。そのほか、ご氏名等は記さなかったが、数多くの人々のご指導ご助言を頂いたことをご紹介してお礼に代えさせて頂く。

注

- 1) 内閣府編(2005)『日本 21 世紀のビジョン』独立行政法人国立印刷局。
- 2) 大西隆(2004)『逆都市化時代 - 人口減少期のまちづくり』学芸出版社。
- 3) 松谷明彦(2004)『人口減少経済の新しい公式』日本経済新聞社。
- 4) 関谷俊作(2002)『日本の農地制度(新版)』(財)農政調査会。
- 5) 『環境と公害』(2005、第35巻第1号) 岩波書店、pp.42。
- 6) 岩岡中正・伊藤洋典編(2004)『「地域公共圏の政治学」ナカニシヤ出版など。
- 7) 塩見直紀(2003)『半農半 X という生き方』ソニー・マガジズ。

参考文献

- 島本富夫(2003)『日本の農地 - 所有と制度の歴史 - 』全国農業会議所
 (財)農政調査会(2005)『農地の権利移動・転用規制の合理的な調整方策等に関する調査研究結果報告書』
 松原久子(2005)『驕れる白人と闘うための日本近代史』(株)文藝春秋
 山口定・佐藤春吉・中島茂樹・小関素明編(2003)『新しい公共性 - そのフロンティア - 』有斐閣
 森英樹編(2003)『市民的公共圏形成の可能性 - 比較憲法的研究をふまえて - 』日本評論社

(2006年2月1日受理)